

議員提出議案第一号

渋谷区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

右の修正案を提出する。

平成二十四年三月八日

総務区民委員 浜田浩樹

議員提出議案 第一号 渋谷区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議員提出議案 第一号 渋谷区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

改正規定中「百分の二百八十」を「百分の三百七十」に改め、「百分の三百五十」を「百分の二百四十五」に、「百分の三百」を「百分の二百十」に」を削る。

附則を次のように改める。

(施行期日)

一 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(検討)

二 この条例の施行後三年を経過する日までに、区長等の退職手当について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(説明)

区長の退職手当の支給割合を改め、副区長及び教育長についての改正を削除し、附則に検討についての項をおくため、この案を提出する。